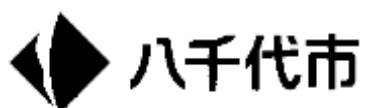


八千代市第7期障害福祉計画
八千代市第3期障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の基本的方向性.....	3
4 計画の期間.....	6
5 市民の意向の反映.....	7
6 計画の達成状況の点検及び評価.....	8
7 八千代市第5次障害者計画の基本的考え方《参考》.....	9
第2章 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画の状況等.....	15
1 障害のある人の状況.....	15
2 障害福祉サービス, 計画相談支援及び地域相談支援等の状況.....	18
3 地域生活支援事業の状況.....	23
4 障害児支援の状況.....	25
第3章 令和8年度の数値目標.....	27
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標.....	27
第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策等.....	33
1 障害福祉サービス等の体系.....	33
2 障害福祉サービス, 計画相談支援及び地域相談支援.....	35
3 地域生活支援事業.....	49
4 障害児通所支援及び障害児相談支援.....	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の障害者(児)施策に関する基本法としての位置づけを有する「障害者基本法」は、平成23年の改正において障害当事者の参画の下で検討が進められました。そして、平成19年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

その後、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。

八千代市(以下、「本市」という。)では、令和3年3月に上位計画である「八千代市第5次障害者計画」(計画期間:令和3年～令和6年度)を策定し、「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する～つながりあいながら、地域でくらす～」を計画の理念に掲げ、障害者(児)の暮らしを支える施策を展開してきました。

また、障害福祉サービス等の見込量や目標値を定めた「八千代市第6期障害福祉計画」(計画期間:令和3年～令和5年度)、障害児通所支援等の見込量や目標値を定めた「八千代市第2期障害児福祉計画」(計画期間:令和3年～令和5年度)を策定し、障害福祉の推進を図ってきました。

しかし、障害者(児)の人数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障害者(児)や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した課題も生じてきています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取組をより一層推進していくことが求められています。

「八千代市第6期障害福祉計画」、「八千代市第2期障害児福祉計画」がその目標年次を迎えたことから、近年の障害者(児)制度の動向等社会情勢の変化を踏まえながら、この間の本市の取組を点検するとともに、市民のニーズを再度把握し、「八千代市第7期障害福祉計画」、「八千代市第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

I 障害福祉計画

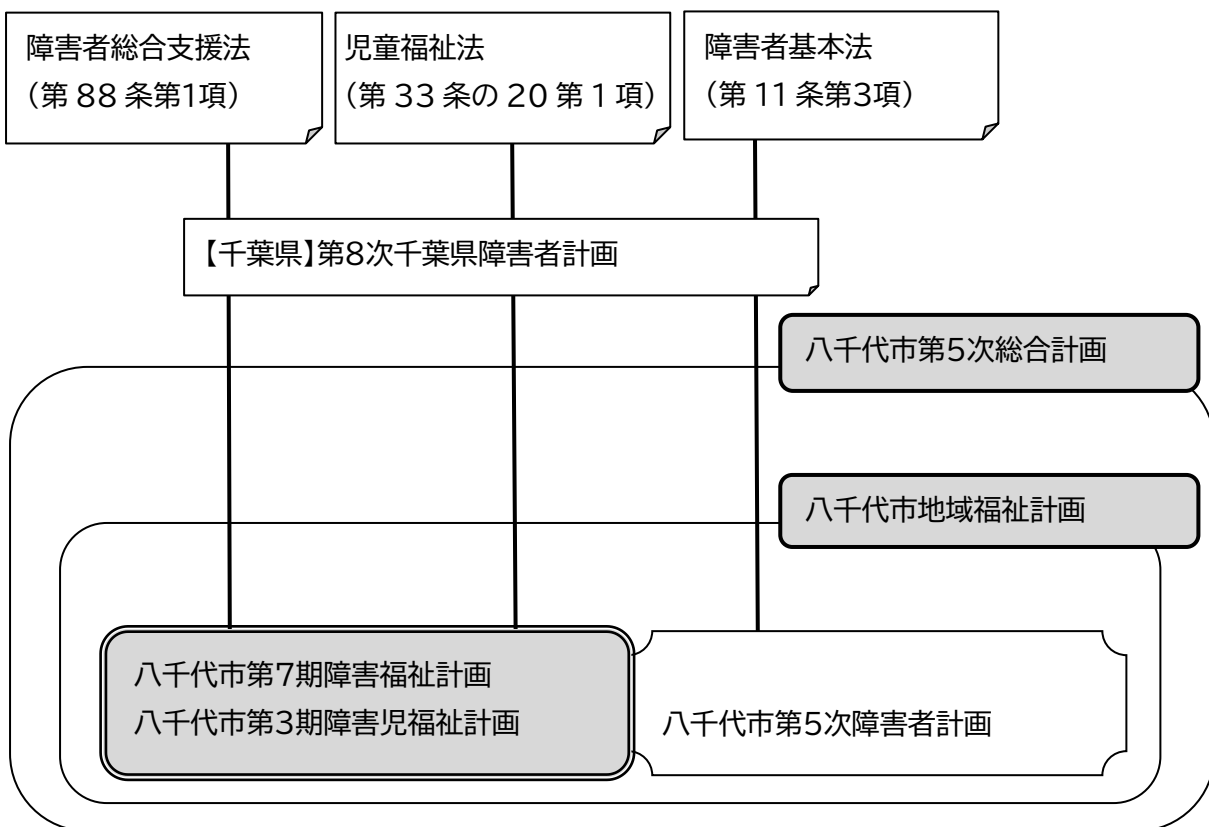
障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第1項の規定に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

II 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第1項の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(市町村障害児福祉計画)として策定しています。

なお、両計画は市の最上位計画となる「八千代市第5次総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「八千代市地域福祉計画」の個別計画として策定します。

■ 障害福祉計画・障害児福祉計画と主な関連計画の関係について



3 計画の基本的方向性

【障害者総合支援法の基本理念】

平成 25 年4月(一部平成 26 年4月), 障害者自立支援法が改正され、『障害者総合支援法』として施行されました。

障害者総合支援法では, “障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み, 共生社会の実現を目指す”という, 障害者基本法の目的・理念にのっとり, 次のような基本理念が定められています。

- 全ての障害者等が, 可能な限りその身近な場所において支援を受けられることにより, 社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され, 地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者等にとっての社会的障壁の除去に資すること など

I 障害福祉計画

(1)「障害福祉計画」作成における基本的事項

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)(以下, 基本指針という。)で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行, 地域生活の継続の支援, 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組み
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者の社会参加を支える取組定着

(2)障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本指針において、障害福祉サービスの提供体制等の確保にあたり、以下のとおり定めています。本市においてもこれらの基本的理念を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

- ◎ 障害福祉サービス等の提供体制の確保
 - 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
 - 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
 - グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
 - 依存症対策の推進
- ◎ 相談支援の提供体制の確保
 - 相談支援体制の充実・強化
 - 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
 - 発達障害者等に対する支援
 - 協議会の活性化

II 障害児福祉計画

(1)「障害児福祉計画」作成における基本的事項

基本指針に示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ◆ 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - 障害児本人の最善の利益を考慮した、障害児の健やかな育成の支援
 - 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域での支援
 - 障害児のライフステージに沿った、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築
 - 障害の有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進
 - 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(2)障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本指針において、障害児支援の提供体制の確保にあたり、以下のとおり定めています。本市においてもこれらの考え方を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援体制及び障害児支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

◎ 障害児支援の提供体制の確保

- 地域支援体制の構築
- 保育, 保健医療, 教育, 就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 障害児相談支援の提供体制の確保

Ⅲ その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 障害者等に対する虐待の防止
- 意思決定支援の促進
- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

■ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間について

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次障害者計画			第5次障害者計画			第6次障害者計画		
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

5 市民の意向の反映

本計画の策定に当たって、次のとおり障害のある人をはじめ、多くの方に意見をいただきました。

(1)障害のある人へのアンケート調査

手帳を持っている障害のある人の障害福祉サービス等に対する具体的な要望や意見などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和4年12月13日～令和5年1月10日

(2)障害者団体、障害福祉サービス等提供事業者への調査票によるヒアリング

障害のある人及びその家族で構成される団体並びに障害福祉サービス等提供事業者からの意見を聴くため調査票の提出を依頼しました。

◇調査時期 令和5年8月31日

(3)八千代市障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会に意見を伺いました。

◇意見提出日 令和5年8月31日

(4)パブリックコメント

八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施しました。

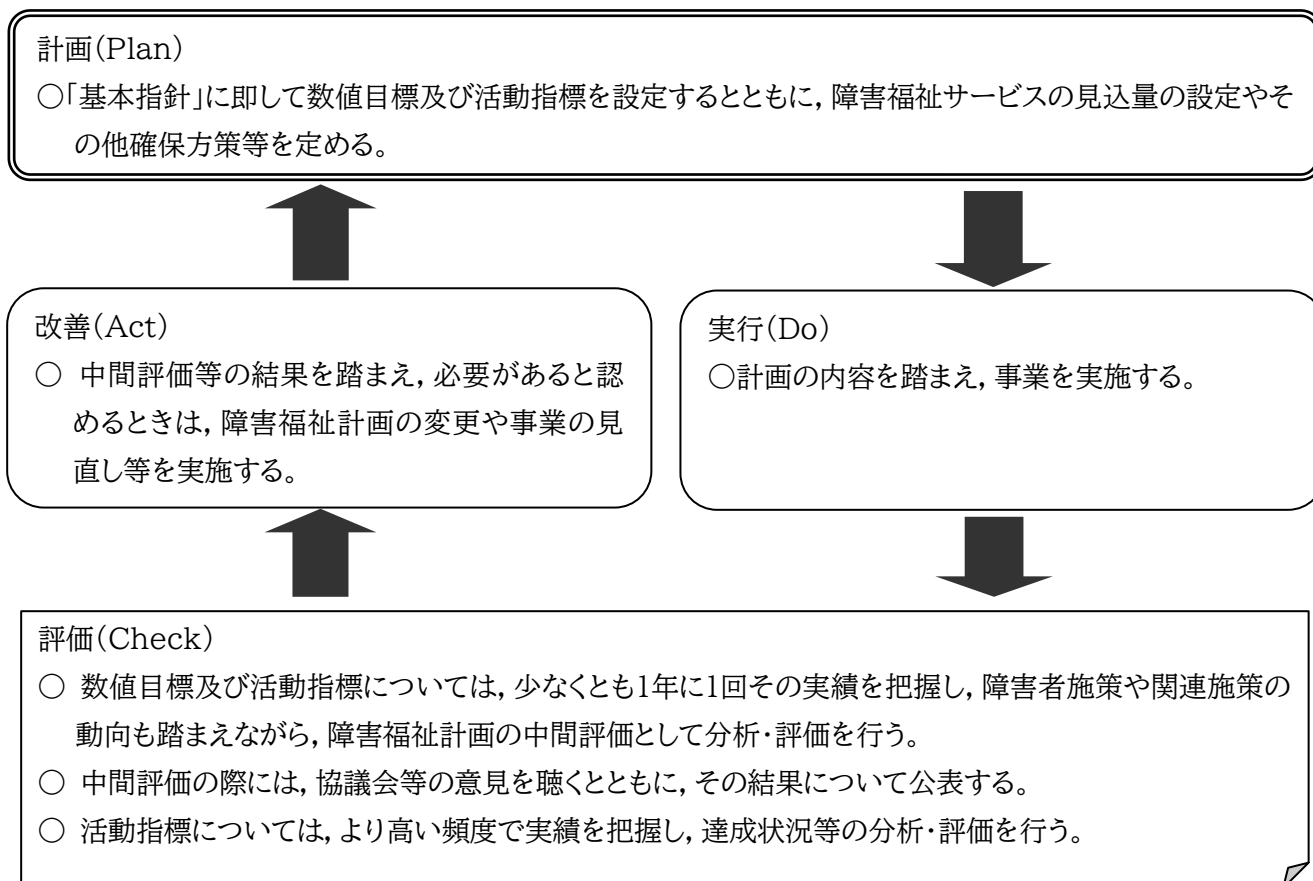
◇募集期間 令和5年12月20日～令和6年1月18日

6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検及び評価し、所要の対策を実施します。

点検及び評価するに当たっては、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等で組織される八千代市障害者自立支援協議会に諮ります。

■ PDCAサイクルのプロセスのイメージ



7 八千代市第5次障害者計画の基本的考え方《参考》

本市では、障害者基本法に基づき、障害者福祉施策に関する基本的な事項を定める「八千代市第5次障害者計画」を令和3年3月に策定し、計画的な施策の推進を図っています。

「八千代市第5次障害者計画」における基本的考え方は、次のとおりです。

1 基本理念

国では、障害者制度の集中的な改革が行われ、平成23年6月に改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としています。

本市においても、障害のあるなしにかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して“共にくらし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指していきます。

目標像 住み慣れた地域で共にくらし、共に参加する
キャッチフレーズ つながりあいながら、地域でくらす

2 基本的視点

(1) 障害のある人の主体性の尊重と社会参加の促進

- ・ 障害のある人自らが選択し、自らの能力を発揮して自己実現と社会参加を果たすことができるよう支援します。また、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重します。
- ・ 障害のある人が自らの意思を表明できるように、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 権利擁護の推進と差別の解消

- ・ 障害者差別解消法等に基づき、障害のある人もない人も、ともに人格と個性を尊重しあいながらくらし、いける地域社会づくりを推進します。
- ・ 成年後見制度の活用等、障害のある人の権利を守る体制づくりを進めるとともに、権利擁護や差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

(3) 障害特性等に配慮したきめ細やかな支援の推進

- ・ 性別、年齢、障害の特性、生活の実態等、障害のある人一人ひとりの状態やニーズを的確に把握し、適切な施策の推進を図ります。
- ・ 難病、発達障害、高次脳機能障害等の障害について、理解が進むよう広報・啓発活動を行うとともに、障害特性を踏まえたきめ細やかな支援を行います。

(4) ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化の推進

- ・ 障害のある人にとってのハード面のバリア(障壁)だけでなく、制度や慣行、偏見

などソフト面も含め、社会全体のバリアフリー化を推進します。

- ・ 社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等民間団体の取り組みを積極的に支援します。

(5) 切れ目のない総合的・計画的な施策の推進

- ・ 障害のある人がライフステージに応じた支援を受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野が密接に連携し、総合的かつ切れ目のない支援を行います。
- ・ 限られた財源や人材の中で、必要な支援やサービスを切れ目なく提供していくために、関連する他の施策・計画等との整合・連携を図りながら、総合的・計画的に施策の展開を図ります。

(6) 多機関協働による地域福祉の推進

- ・ 障害者が介護サービスを利用する場合や、複合した課題を抱えるケースを解決するため、関係する機関が協働して支援します。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、各施策・事業を推進します。

I 安心してらせるまちづくり

障害のある人たちが、自立し安心してくらししていくために、相談・情報提供の充実や、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害者施設などの活動の場やグループホームなど、多様な生活の場の整備を進めます。

加えて、障害者総合支援法に基づく適切な事業運営を図ることで、サービス対象者の枠組みから外れる方が出ないように、新規サービスや既存サービスの充実についても検討を行い、サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

また、障害の早期予防・発見や早期対応に加え、常時介護を要する人たちが地域でくらし続けられるよう、医療やリハビリテーションの環境について、継続的に支援していくことのできる体制づくりを進めます。

さらに、障害があっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できる「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりをめざすとともに、災害時においても、すみやかに安全が確保され、必要な援助を受けられることができるまちづくりをめざします。このため、国や県の法律や条例、市の各種計画等と整合や調整を図りながら防災・防犯体制の整備に努めます。

II 共に参加できる環境づくり

障害のある人もない人も共に学び、共に働き、分け隔てなく社会に参加していくことができる環境の整備を図ります。

そのために、障害のある子どもが、地域でくらししていくために必要な力を養う療育・教育体制を充実させていくとともに、家族に対する相談支援を推進します。

また、障害者雇用に対する理解の促進・啓発や、就労に関する相談体制の強化を図

り、一般企業への就労支援と定着の支援を図ります。あわせて、「障害者優先調達推進法」による優先調達の方針に基づき、障害のある人の就労機会増進に努めます。

さらに、障害のある人が生涯学習、スポーツ・文化活動などに積極的に参加できるよう、情報提供の充実や移動手段の確保など必要な条件整備を進めるとともに、地域や社会との接点となる交流機会や社会参加の場の拡充を図ります。

Ⅲ 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

障害のある人もない人も地域で支えあう社会の構築を目指し、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。おもいやりの心・やさしい心を持つことができるように、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。

また、障害のある人たちに対する差別や偏見をなくすため、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を進め、障害を理由とする差別の解消に努めます。あわせて、成年後見制度の適切な活用による障害のある人の権利の擁護や、「障害者虐待防止法」に基づく障害のある人への虐待防止対策に取り組みます。

加えて、ボランティア活動など地域住民の自主的な活動を支援し、地域における支えあい・助けあいのネットワークづくりを支援します。

4 施策の体系

基本目標1 安心してらせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

- ① 相談体制の充実
 - ・相談支援体制の充実
 - ・専門職員の配置
 - ・地域において相談や支援を行う人材の育成
- ② 情報提供の充実
 - ・情報提供の充実
 - ・各種広報媒体の活用
 - ・行政情報のバリアフリー化

(2) 福祉サービスの充実

- ① 地域生活を支えるサービスの充実
 - ・「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの実施
 - ・居宅福祉サービスの充実
 - ・介助(介護)者支援の充実
 - ・一人ひとりに見合ったサービスの提供
 - ・地域生活支援拠点等の整備
- ② 生活の場の確保・整備
 - ・多様な生活の場の提供

- ・在宅で暮らすための支援の促進

(3)保健・医療の充実

①健康を守るサービスの推進

- ・障害の発生予防・早期発見や早期対応の充実
- ・医療体制の充実
- ・精神保健施策の推進
- ・難病等に対する施策の推進
- ・保健・医療・福祉の連携強化
- ・医療費助成制度や各種手当制度の周知
- ・医療的ケア児・者への支援

②リハビリテーションの充実

- ・医療的リハビリテーションの充実
- ・その他のリハビリテーションに係るサービスの充実

(4)安全で住みやすいまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの推進

- ・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- ・バリアフリーマップの作成

②防災・防犯対策の推進

- ・障害のある人に配慮した防災対策の推進
- ・災害・防犯情報の伝達
- ・消費者被害の防止

③感染症に係る取組み

- ・事業所への支援

基本目標2 共に参加できる環境づくり

(1)療育・教育の充実

①相談体制の充実

- ・相談機能、連携の強化
- ・就学相談の充実

②療育の充実

- ・「八千代市児童発達支援センター」の機能強化
- ・障害児の支援
- ・保育園, 学校等への支援

③障害のある児童生徒のための教育の充実

- ・特別支援教育の充実
- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・学校施設の改善

(2)雇用・就労の充実

①雇用の促進

- ・相談体制の強化
- ・障害者雇用に対する理解の促進
- ・「チャレンジドオフィスやちよ」の充実
- ・「八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進

②就労の機会の確保

- ・就労機会の確保

(3)社会参加の促進

①情報伝達・移動手段の確保・充実

- ・情報伝達・意思疎通支援の充実
- ・日常生活の移動手段の確保
- ・「身体障害者補助犬法」の周知

②交流・参加機会の拡充

- ・機会や場づくりの推進
- ・イベント・企画行事等に対する支援
- ・八千代市障害者福祉センターの活用

③生涯学習の充実

- ・スポーツ・レクリエーションの充実
- ・公共施設のバリアフリー化の推進
- ・文化芸術活動の充実

基本目標3 心をかよわせ, 支えあう意識・体制づくり

(1)障害者理解の促進・差別の解消

①障害に対する理解の促進

- ・理解促進・啓発活動の推進
- ・障害を理由とする差別の解消
- ・障害者のコミュニケーション手段の理解促進

②行政サービス等における配慮

- ・行政職員等の障害者理解の促進
- ・選挙における配慮の実施等
- ・障害当事者参画の促進

(2)権利擁護の推進・虐待の防止

①権利擁護の推進

- ・権利擁護の推進
- ・成年後見制度の利用の促進

②障害者虐待防止対策の推進

- ・障害者虐待防止法の周知

・関係機関との連携強化

(3)思いやりのある地域づくりの推進

①地域のたすけ合い活動の推進

- ・ボランティア養成と活動支援の推進
- ・地域ぐるみ福祉活動への支援
- ・福祉・交流教育の充実

②障害者団体等への支援

- ・活動の場の確保
- ・障害者団体の活動の支援

第2章 第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画の状況等

1 障害のある人の状況

I 障害者

(1)障害者数(18歳以上)

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度(精神通院)を利用している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在、身体障害者が5,307人で、18歳以上の総人口173,632人(令和5年3月31日住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ3.0%、知的障害者は1,019人で、およそ0.6%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,932人で、18歳以上の総人口に占める割合はおよそ1.1%です。自立支援医療制度(精神通院)の利用者は3,163人(障害児を含む。)で、総人口に占める割合はおよそ1.8%となっています。

また、障害の特性によっては、手帳を所持していない人や所持していてもサービスにつながらない人が多数を占めているとみられ、それらの人たちへの支援・援助が大きな課題となっています。

■障害者数 ～種類・程度別内訳～

●身体障害

(単位:人)

障害種別	障害者
視覚障害	365
聴覚・平衡機能障害	394
音声・言語・そしゃく機能障害	87
肢体不自由	2,496
内部障害	1,965
合計	5,307

級別	障害者
1級	1,776
2級	771
3級	857
4級	1,349
5級	263
6級	291
合計	5,307

●知的障害

(単位:人)

区分	重度	中度	軽度	合計
障害者	381	272	366	1,019

●精神障害等

(単位:人)

区分	精神障害者保健福祉手帳所有者			
	1級	2級	3級	合計
障害者	241	1,102	589	1,932

(単位:人)

自立支援医療(障害児含む。)	3,163
----------------	-------

注 令和5年3月31日現在

(2)障害支援区分別の認定

障害福祉サービスは、大きく自立支援給付と地域生活支援事業に分けられます。自立支援給付は介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具費の支給等に区分され、地域生活支援事業は市が地域特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施するものです。

このうち、介護給付を受ける方については、「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。

■八千代市障害者介護給付費等審査会の八千代市認定件数

	令和3年	令和4年	令和5年
合計件数	267	299	156
(うち新規)	71	104	48

注 令和5年9月末日時点

II 障害児

(1)障害児数(0～18歳未満)

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度(精神通院)を利用している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在、身体障害児が118人で、18歳未満の総人口31,186人(令和5年3月31日住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ0.4%、知的障害児は433人で、およそ1.4%、精神障害者保健福祉手帳の所有者数は60人で、およそ0.2%となっています。

■障害児数 ～種類・程度別内訳～

注 令和5年3月31日現在

●身体障害

(単位:人)

障害種別	障害児
視覚障害	3
聴覚・平衡機能障害	17
音声・言語・そしゃく機能障害	1
肢体不自由	74
内部障害	23
合計	118

級 別	障害児
1 級	64
2 級	14
3 級	18
4 級	8
5 級	4
6 級	10
合 計	118

●知的障害

(単位:人)

区 分	重度	中度	軽度	合 計
障害児	141	71	221	433

●精神障害

(単位:人)

区 分	精神障害者保健福祉手帳所有者			合 計
	1級	2級	3級	
障害児	0	18	42	60

年度	身体障害者合計	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	知的障害者合計	精神障害者(手帳所持者)合計
平成27年	5,587	363	358	80	2,963	1,823	1,063	1,066
28	5,456	347	360	81	2,868	1,800	1,113	1,192
29	5,424	354	359	81	2,801	1,829	1,160	1,281
30	5,372	351	370	79	2,726	1,846	1,211	1,407
令和元年	5,473	366	384	87	2,718	1,918	1,270	1,541
2	5,429	363	382	90	2,680	1,914	1,323	1,689
3	5,443	369	391	94	2,638	1,951	1,368	1,847
4	5,425	368	411	88	2,570	1,988	1,452	1,992

注 各年度3月31日現在

2 障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援等の状況

I 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

令和3年度と4年度の実績は3月の値、令和5年度の実績は9月の値です。

① 居宅介護

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	1,798	2,104	1,811	1,979	1,825	1,964
月間実利用者数	134	150	135	162	136	163

② 重度訪問介護

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	1,791	2,422	1,791	2,688	1,791	2,868
月間実利用者数	5	9	5	8	5	9

③ 同行援護

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	823	689	859	897	904	883
月間実利用者数	46	36	48	35	50	41

④ 行動援護

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	404	577	436	410	469	384
月間実利用者数	38	43	41	44	44	48

⑤ 重度障害者等包括支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	0	0	0	0	0	0
月間実利用者数	0	0	0	0	0	0

概 括

第6期計画期間における訪問系サービスの利用状況をみると、「居宅介護」については、利用人数は見込量を上回っており、利用時間では一人当たりの利用時間の増加もあり、見込量を上回っています。

「重度訪問介護」についても、利用人数、利用時間ともに見込量を上回っています。

「同行援護」については、令和4年度で利用時間について実績が見込を上回りましたが、5年度では下回っています。利用人数は見込量を下回っています。

「行動援護」では、令和3年度は利用人数、利用時間ともに見込量を上回っていますが、それ以降利用時間は見込量を下回っています。

「重度障害者等包括支援」については、サービスを提供する事業者がいいため、他のサービスを複数利用することなどで対応を図っています。

(2)日中活動系サービス

令和3年度と4年度の実績は3月の値、令和5年度の実績は9月の値です。

① 生活介護

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	5,128	5301	5,259	5,841	5,390	5,600
月間実利用者数	255	260	262	281	269	290

② 自立訓練(機能訓練)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	60	22	60	66	60	51
月間実利用者数	3	1	3	3	3	3

③ 自立訓練(生活訓練)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	474	310	491	302	507	159
月間実利用者数	29	21	30	23	31	19

④ 就労移行支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	1,374	1,337	1,390	1,621	1,406	1,453
月間実利用者数	84	75	85	87	86	90

⑤ 就労継続支援(A型)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	1,214	1,084	1,253	1,270	1,273	1,355
月間実利用者数	62	56	64	65	65	74

⑥ 就労継続支援(B型)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	3,428	3,824	3,512	4,120	3,597	3,676
月間実利用者数	202	231	207	243	212	245

⑦ 就労定着支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	53	43	58	43	63	44

⑧ 療養介護

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	186	155	186	186	186	180
月間実利用者数	6	5	6	6	6	6

⑨ 短期入所(福祉型)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	329	288	355	554	380	429
月間実利用者数	52	45	56	68	60	61

⑩ 短期入所(医療型)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	27	36	27	31	27	63
月間実利用者数	6	4	6	5	6	6

概 括

日中活動系サービスの利用状況を見ると、実績が見込量を上回っているサービスとして、「生活介護」、「就労移行支援」「就労継続支援(B型)」、「短期入所(福祉型)」が挙げられます。特に「就労移行支援」「就労継続支援(B型)」と「短期入所(福祉型)」は、実績が見込量を大きく上回る結果となっています。

「自立訓練(機能訓練)」は、令和3年度は実利用人数が減少したこともあり、利用日数の実績が見込量を下回りましたが、令和4年度は実利用人数が見込量と同水準まで増加し、利用日数も見込量とほぼ同じとなっています。ただし、令和5年度ではまた利用日数が見込量を下回っています。

一方、「自立訓練(生活訓練)」、「就労定着支援」については、実利用人数、利用日数ともに見込量を下回っています。

(3)居住系サービス

令和3年度と4年度の実績は3月の値、令和5年度の実績は9月の値です。

① 自立生活援助

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	6	0	6	2	6	2

② 共同生活援助

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	121	153	129	185	137	169

③ 施設入所支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	91	87	91	89	91	89

概 括

居住系サービスの利用状況を見ると、「共同生活援助」について実績が見込みを大きく上回っています。「自立生活援助」については実績が見込を下回っています。

II 計画相談支援・地域相談支援

令和3年度と令和4年度の実績は各年の延べ利用者数を12で割った値、令和5年度の実績は9月までの延べ利用者数を6で割った値です。

① 計画相談支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	176	203	182	227	187	254

② 地域相談支援(地域移行支援に限る。)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	1	0.5	1	0	1	1

③ 地域相談支援(地域定着支援に限る。)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	1	0.17	1	0	1	0

概 括

「計画相談支援」については、実績が見込量を上回っており、利用者数は増加傾向となっています。「地域定着支援」では見込量を設定していましたが、サービスを提供できる事業所自体が少なく、実績が見込量に到達しませんでした。「地域移行支援」では令和5年度に実績で見込を達成しています。

3 地域生活支援事業の状況

令和3年度と4年度の実績は3月の値、令和5年度の実績は9月の値です。

① 相談支援事業(必須事業)

(単位:か所)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

(単位:人/年)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用人数	7	5	8	8	9	4

③ 意思疎通支援事業(必須事業)

(単位 上・中段:人/年, 下段:か所)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話通訳者派遣事業 (実利用者数)	48	35	49	44	50	49
要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	10	4	10	7	10	4
手話通訳者設置事業 (実設置箇所数)	1	1	1	1	1	1

④ 日常生活用具給付等事業(必須事業)

(単位:給付件数/年)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護・訓練支援用具	6	14	6	10	6	7
自立生活支援用具	16	10	16	22	16	6
在宅療養等支援用具	16	10	16	22	16	8
情報・意思疎通支援用具	41	17	43	24	45	15
排せつ管理支援用具	3,504	3,689	3,584	3,714	3,663	1,376
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	0	2	0	2	0

⑤ 移動支援事業(必須事業)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
年間実利用者数	72	60	73	63	74	59
年間延べ利用時間数	5,972	3,938	6,015	4,143	6,058	2,259

⑥ 地域活動支援センター事業(必須事業)

地域活動支援センターⅠ型

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
〈市内〉箇所数	1	1	1	1	1	1
登録者数	82	80	82	80	82	58

地域活動支援センターⅢ型

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
〈市内〉箇所数	1	1	1	1	1	1
年間実利用者数	15	15	16	16	16	15
〈市外〉箇所数	3	2	3	2	3	2
年間実利用者数	6	2	6	2	6	4

⑦ 訪問入浴サービス事業(任意事業)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数	9	10	9	8	9	5

⑧ 知的障害者職親委託制度(任意事業)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
年間実利用者数	1	1	1	1	1	1

⑨ 日中一時支援事業(任意事業)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	35	30	37	33	38	25
実利用者数	245	231	260	231	275	164

⑩ 社会参加促進事業(任意事業)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
事業数	4	3	4	3	4	4

概 括

「必須事業」については、おおむね見込量に近い実績となっておりますが、「地域活動センターⅠ型」の登録者数、及び「移動支援事業」の利用者数、利用時間でも実績が見込量を下回っています。

「任意事業」については、「日中一時支援事業」で実施箇所、実利用者とも見込みを下回っています。それ以外の事業はほぼ計画のとおりの実績となっております。

4 障害児支援の状況

(1)障害児通所支援

令和3年度と4年度の実績は3月の値, 令和5年度の実績は9月の値です。

① 児童発達支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	1,328	2,218	1,360	3,349	1,393	3,764
実利用者数	124	233	127	446	130	373

② 放課後等デイサービス

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	4,917	4,823	5,398	5,373	5,880	5,344
月間実利用者数	360	363	395	614	430	456

③ 保育所等訪問支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	30	41	34	70	36	98
月間実利用者数	15	26	17	46	18	63

④ 医療型児童発達支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	79	94	79	34	79	41
月間実利用者数	16	15	16	5	16	6

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	2	0	2	0	2	2
月間実利用者数	1	0	1	0	1	1

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	1	0	1	0	1	0

概 括

障害児通所支援サービスの利用状況については、「児童発達支援」「保育所等訪問支援」では実績値が見込量を大きく上回っています。

「医療型児童発達支援」では、見込量を下回っています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、配置がありません。

(2)障害児相談支援

令和3年度と令和4年度の実績は各年の延べ利用者数を 12 で割った値、令和5年度の実績は9月までの延べ利用者数を6で割った値です。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	26	26	27	28	28	44

概 括

「障害児相談支援」の利用状況については、おおむね見込量と同程度で推移していますが、令和5年度では実績が大きく見込を上回る結果になっています。

第3章 令和8年度の数値目標

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標

I 障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)相談体制の充実・強化等
- (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1)施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において、福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」といいます。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する者の数値目標を設定します。

基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することとし、さらに第6期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えて算定することとされています。

第7期の数値目標では、地域生活移行者(B)については、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセントに、第6期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を加えた人数を数値目標としています。

また、施設入所者の削減見込(D)については、第6期計画における目標設定の方向性や八千代市での施設入所支援の近年の利用実績から、令和4年度末の施設入所者数の実績を令和8年度末の利用人員見込みとします。

第6期計画の数値目標では、令和5年度末までの地域生活移行者を「30人」としていました。令和2年度から令和4年度までの地域生活移行者数実績は「2人」となり、第6期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を「28人」とします。また、第6期計画の数値目標で施設入所者の削減見込み人数については、「3人」としておりましたが、令和4年度末の施設入所者数の実績は、令和元年度末の施設入所者数と比べ「5人」の減少となっています。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	89人	令和5年3月31日の人数
【目標値】地域生活移行者(B)	35人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
令和8年度末の施設入所者数(C)	84人	令和8年度末の利用人員見込み
【目標値】施設入所者削減数(D)	5人	差し引き減少数(A-C)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる各項目の見込みを設定します。

項目	数値	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	28人	令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回 (目標設定) 1回 (評価実施)	令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

(3)地域生活支援の充実

基本指針において、市町村又は各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、令和8年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

また、強度行動障害を有する者に対し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。(新規)

項目	目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和8年度末までその機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況を検証及び検討を行います。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍の人数が移行することとしています。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について各事業の趣旨、目的、各地域における実態を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労する者の目標値も併せて定めることとしています。具体的には、就労移行支援事業は1.31倍、就労継続支援A型事業は1.29倍、就労継続支援B型事業は1.28倍を目指すこととしています。

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数	47人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	61人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
移行支援事業による年間一般就労移行者数	40人	令和3年度に移行支援事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	52人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	4人	令和3年度に就労継続支援A型事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	6人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	3人	令和3年度に就労継続支援B型事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	4人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

② 就労移行支援事業所の移行割合

基本指針において、数値目標の設定に当たって、令和8年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。

また、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進することとしています

項目	数値	備考
【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合	5割以上	令和8年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上就労移行支援事業所割合

③ 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合

基本指針において、令和8年度末において、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を、全体の2割5分以上とすることを基本としています。

項目	数値	備考
【目標値】就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	就労定着率(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合)7割以上の就労定着支援事業所割合

(5)相談支援体制の充実・強化等

令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置が努力義務化されることなどを踏まえ、基本方針においては、基幹相談支援センターを設置し、アクセスしやすい相談支援体制の構築及び専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要とされています。

また、協議会では個別事例の検討等を通じて抽出される議題から支援体制の改善等の検討を行い、相談を含めた支援体制の整備の取り組みの活性化を図ります。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等	障害者等がより身近に相談できるよう、基幹相談支援センターの委託を検討するなど相談支援体制の再整理及び充実に図ります。

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とします。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数を見込みを設定します。

項目	目標
県が実施する研修への参加人数	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築	令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築し、審査結果共有の実施回数を見込みを設定します。

II 障害児福祉計画

重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

(1)障害児支援の提供体制の整備等

(1)障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

基本指針において、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市では、児童発達支援センターを1か所設置しています。

また、児童発達支援等の障害児通所サービスは、年々増加傾向にあり、直近3年間(令和2年度と令和4年度の実人数で障害児相談支援は含まない)の利用者は1.6倍となるなど、他の制度より大きな増加率となっています。このようなことから、児童発達支援センター機能の更なる充実が必要となっております。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、幼稚園、保育園と連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築していきます。

- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針において、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されています。

今後も引き続き、障害児支援の提供体制の整備等に向けて連携を図っていきます。

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(拡充)

基本指針において、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	平成30年度に「八千代市医療的ケア児支援協議会」を設置し、医療的ケア児に係る支援や施策を検討しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策等

1 障害福祉サービス等の体系

I 第7期障害福祉計画の体系

障害者総合支援法

計画相談支援・地域相談支援・精神障害者の地域移行・定着支援

障害福祉サービス

訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

生活介護
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
 就労選択支援・就労移行支援
 就労継続支援(A型・B型)
 就労定着支援・療養介護・短期入所(福祉型・医療型)
 精神障害者の自立支援(生活訓練)
 重度障害者の生活介護
 重度障害者の短期入所(福祉型・医療型)

居住系サービス

自立生活援助
 共同生活援助
 施設入所支援
 精神障害者の自立生活援助・共同生活援助
 重度障害者の共同生活援助

地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業

自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人後見支援事業

意思疎通支援事業

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター

訪問入浴サービス事業(任意事業)

知的障害者職親委託制度(任意事業)

日中一時支援事業(任意事業)

社会参加促進事業(任意事業)

発達障害者等に対する支援

相談体制の充実・強化

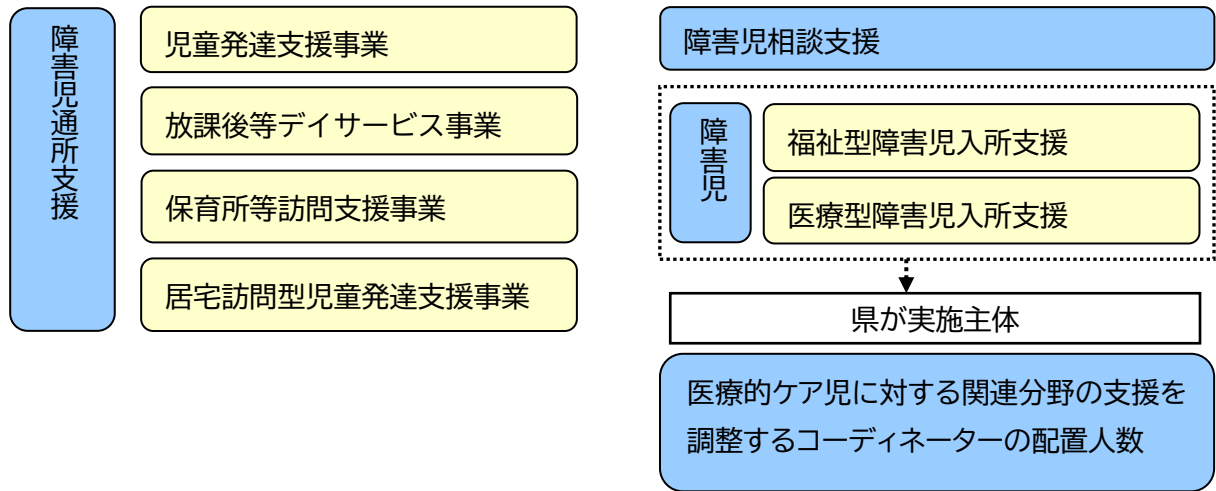
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの質を向上させるための取組

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療体制の基盤整備量(利用者数)

Ⅱ 第3期障害児福祉計画の体系

児童福祉法



2 障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援

I 障害福祉サービス

1か月当たりの見込量は、各年度3月の数値です。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

障害者等の自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用時間数	2,062	2,146	2,197
実利用者数	173	181	189

〔見込量設定の考え方〕

- 居宅介護については、令和2年度に利用が大幅に増え、以降は高止まりしていることを踏まえ、実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用時間数は、実利用者数に1か月当たりの利用時間数を乗じた値です。
- 1人の1か月当たりの利用時間数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で常時介護を要する障害者の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護等を総合的に供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用時間数	3,780	4,419	4,725
実利用者数	13	14	15

〔見込量設定の考え方〕

- 重度訪問介護については、利用実績の推移を踏まえ、1人の1か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用時間数	803	810	814
実利用者数	42	43	44

〔見込量設定の考え方〕

- 同行援護については、アンケートの結果から潜在的な利用希望があることがわかります。
- 利用実績の推移を踏まえ、1人の1か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する者に行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用時間数	531	594	636
実利用者数	52	57	60

〔見込量設定の考え方〕

- 行動援護については、障害者の利用のニーズがありますが、特に障害特性を把握してサービス提供を行うため、利用できる事業者が限定される傾向があります。
- 利用実績の推移を踏まえ、1人の1か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い障害者又は障害児、及び知的障害又は精神障害で行動上著しい困難を有する者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用時間数	0	0	0
実利用者数	0	0	0

〔見込量設定の考え方〕

- 重度障害者等包括支援については、事業所要件の厳しさから、サービスを提供できる事業者がいなかったため、今後も利用者は見込めないものとしています。今

後も、他のサービスを複数利用することなどで対応を図っていきます。

訪問系サービス

見込量の確保のための方策

- 引き続き利用の増加が見込まれる訪問系サービスについて、ヘルパー等の担い手の確保や人材の育成が図られるようサービス提供事業者に働きかけます。
- 介護保険事業者に対しても新規参入を働きかけ、事業者の参入を促します。
- 同行援護、行動援護については、潜在的ニーズを把握し、サービス必要量の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	5,940	6,250	6,546
実利用者数	297	308	337

重度障害者の生活介護

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	199	207	226

〔見込量設定の考え方〕

- 生活介護については、利用実績の推移、特別支援学校卒業生の今後の見通し、新規に開設する事業所等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。
- 当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者については、個別に利用者数を見込んでいます。

② 自立訓練(機能訓練)

身体障害者又は難病等対象者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	59	64	68
実利用者数	2	3	3

〔見込量設定の考え方〕

- 自立訓練(機能訓練)については、利用実績の推移と利用意向等を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

③ 自立訓練(生活訓練)

知的障害者又は精神障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	334	340	346
実利用者数	26	27	28

精神障害者の自立訓練(生活訓練)

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	23	24	25

〔見込量設定の考え方〕

- 自立訓練(生活訓練)については、利用実績の推移及びアンケートの利用意向の高さを踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

④ 就労選択支援

通常の事業所に雇用されている人、就労を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数		5	5

〔見込量設定の考え方〕

- 就労選択支援については、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、就労継続支援(A型)、(B型)及び就労移行支援の利用前に1%が利用すると見込で設定しています。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	1,818	1,908	2,037
実利用者数	101	106	112

〔見込量設定の考え方〕

- 就労移行支援については、利用実績の推移、特別支援学校卒業生の今後の見通し等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

⑥ 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	1,626	1,761	1,871
実利用者数	84	91	97

〔見込量設定の考え方〕

- 就労継続支援(A型)については、利用実績や事業所の動向を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

⑦ 就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	4,731	5,086	5,822
実利用者数	282	303	331

〔見込量設定の考え方〕

- 就労継続支援(B型)については、利用実績の推移及び特別支援学校卒業生の今後の見通しを踏まえ各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し就労を開始した後の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労する事業所の事業主、関係機関等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	46	50	52

〔見込量設定の考え方〕

- 就労定着支援については、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、見込を設定しています。

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	4	4	5

〔見込量設定の考え方〕

- 療養介護については、利用実績の推移を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。

⑩ 短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	延べ利用日数	520	592	649
	実利用者数	75	82	101
医療型	延べ利用日数	32	33	34
	実利用者数	4	4	4

重度障害者の短期入所(福祉型・医療型)

〔1か月当たりの見込量〕

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	実利用者数	21	23	28
医療型	実利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- 短期入所については、利用実績の推移、新規に開設する事業所等を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。
- 当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者については、個別に利用者数を見込んでいます。

日中活動系サービス

見込量の確保のための方策

- サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるようこれらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 短期入所について、潜在的ニーズを把握し、事業所の新規参入や事業規模の拡大を図ります。また、日中サービス支援型共同生活援助事業所における短期入所の受入れについて障害者自立支援協議会を通じて確認していきます。
- 地域生活支援拠点等の整備・充実を図ります。

(3)居住系サービス

① 自立生活援助

自立した生活を行う上での各般の問題につき、定期的な訪問等を行い、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	4	4	4

〔見込量設定の考え方〕

- 自立生活援助については、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

② 共同生活援助

共同生活を行う住居で、主に夜間・休日に相談及び日常生活上の援助を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	256	296	335

重度障害者の共同生活援助

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	71	82	92

〔見込量設定の考え方〕

- 共同生活援助については、アンケート調査の結果に見られる利用意向や、事業所における新たな施設の整備状況を踏まえ、今後も利用が拡大していくものと想定します。
- 自宅での生活からグループホームの利用を開始する場合と、施設や入院からの地域移行双方の観点から、利用は増えていくものと見込みます。
- 各年度の実利用者数は、利用者数の推移、地域生活への移行者数等を勘案し、見込んでいます。
- 当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者については、個別に利用者数を見込んでいます。

③ 施設入所支援

施設に入所している障害者に対し、夜間及び休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	84	84	84

〔見込量設定の考え方〕

- 施設入所支援については、入所者数を増やさないことを方針として設定しています。

居住系サービス

見込量の確保のための方策

- 共同生活援助の施設整備を行う事業者に対する補助金制度などにより、事業者がグループホームを建設することを支援し、見込量確保を図ります。
- グループホーム等支援ワーカー等と連携により、市内及び近隣の施設との連携を強化し、新たな施設整備計画に関する情報共有や入居の調整、グループホームのサービスの質の確保に努めます。
- 障害特性に応じたグループホームなど、暮らしの場の確保について検討を行います。
- 共同生活援助を利用している障害者に対する家賃助成を引き続き実施していきます。

II 計画相談支援・地域相談支援

1か月当たりの見込量は、各年の延べ利用者数を12で割った値です。

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者及び障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、自立した生活を支え、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	261	272	290

〔見込量設定の考え方〕

- 計画相談支援については、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

(2) 地域相談支援(地域移行支援に限る。)

障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活

動に関する相談等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	0	0	0

〔見込量設定の考え方〕

- 地域相談支援(地域移行支援)については、利用実績の推移を踏まえて障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

(3)地域相談支援(地域定着支援に限る。)

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	0	0	0

〔見込量設定の考え方〕

- 地域相談支援(地域定着支援)については、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を見込んでいます。

計画相談支援・地域相談支援

見込量の確保のための方策

- サービス等利用計画の作成を促進するとともに、各関係機関のネットワーク強化のため、基幹相談支援センター機能の充実や研修会開催などを進めます。また、相談支援専門員の資質向上を図り、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。
- 地域相談支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場で検討するなど、利用が進むよう努めます。
- 地域の基盤整備のための協議の場の設置に向けて検討を進めています。また、保健所との連携を一層推進に努めます。
- 精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援を充実させ、適切なサービスの支給に努めます。

Ⅲ 発達障害者等に対する支援

(1)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。

障害児等の親へのペアレントトレーニング等の支援プログラム等を実施する団体等と連携を図り、支援プログラム等の開催を支援します。

(2)ペアレントメンターの人数

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	1人	1人	1人

(3)ピアサポート活動への参加人数

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

発達障害者等のピアサポート活動については、活動状況の把握に努めていくこととします。

Ⅳ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	4回	4回	4回

〔見込量設定の考え方〕

- 利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

(2)協議の場への関係者の参加者数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

区 分	人数	備考
保健	4人	保健所, 精神保健福祉センター等の職員, 市の精神保健担当職員等
医療(精神科)	13人	医療機関, 訪問看護ステーションの医師, 看護師, 精神保健福祉士, 作業療法士等
福祉	11人	相談支援事業所, 障害福祉サービス事業所等
その他 (介護, 当事者, 家族など)	9人	地域包括支援センター, 当事者, 家族等

〔見込量設定の考え方〕

- 利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

(3)協議の場における目標設定及び評価の実施回数

市町村ごとの保健, 医療及び福祉関係者による協議の場を通じて, 重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる, 協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の目標設定	1回	1回	1回
評価の実施回数	1回	1回	1回

(4) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援

精神障害のある人が, 地域の一員として, 安心して自分らしい暮らしができるよう, 医療, 障害福祉・介護, 社会参加, 住まい, 地域の助け合い, 教育が包括的に確保された支援体制を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」といいます。このような支援体制を構築するため, 地域の関係機関が連携し, 協議を行うよう努めます。

① 精神障害者の地域移行支援

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0	0	0

② 精神障害者の地域定着支援

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0	0	0

〔見込量設定の考え方〕

- 1か月当たりの利用者数は, 利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

(5) 精神障害者の共同生活援助

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	25	27	29

〔見込量設定の考え方〕

- 1か月当たりの利用者数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

(6) 精神障害者の自立生活援助

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	3	3	3

〔見込量設定の考え方〕

- 1か月当たりの利用者数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

V 令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、37人とします。

千葉県が決める令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を県内市町村ごとの人口に按分した数値をもとに設定しています。

VI 相談支援体制の充実・強化

(1) 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な 相談支援の実施	実施	実施	実施

(2) 地域の相談支援体制の強化

○指導・助言件数は、指定特定相談支援事業所への実地指導件数の見込みを設定します。

○人材育成の支援件数は、市で行う研修会等の件数を設定します。

○連携強化の取組回数は、相談支援事業所連絡会の開催回数を設定します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導・助言件数	3 件	3 件	3 件
人材育成の支援件数	1 件	1 件	1 件
連携強化の取組回数	6 回	6 回	6 回

〔見込量設定の考え方〕

- 指導・助言件数については、指定特定相談支援事業所への実地指導件数、人材育成の支援件数については、市で行う研修会等の件数、連携強化の取組回数は、相談支援事業所連絡会の開催回数を見込んでいます。

Ⅶ サービスの質を向上させるための取組み

(1) 各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	18 人	18 人	18 人

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

毎月、障害者支援課において審査担当者が障害者自立支援審査支払等システム等による審査を行い、各事業所へ随時連絡を行うほか、エラーの原因や返戻、過誤申し立て等について事業所からの問い合わせに応じることとします。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者等が地域で自立した日常生活、社会生活、就労等を営むことができるよう本市の社会資源及び利用する障害者等の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

(1)理解促進研修・啓発事業

〔事業の内容〕

同じ八千代市民として、障害のある人への理解を深めるための講演会や啓発(イベント、パンフレット、啓発用リーフレットの作成・配布等)を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者理解促進事業	実施	実施	実施

理解促進研修・啓発事業

見込量の確保のための方策

- 上記事業を引き続き実施していくとともに、障害理解の普及啓発につながる施策の検討と支援の充実を図ります。
- 八千代市障害者差別解消支援地域協議会において、合理的配慮の啓発活動などを協議します。

(2)自発的活動支援事業

〔事業の内容〕

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行います。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

自発的活動支援事業

見込量の確保のための方策

- ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等、障害者やその家族、地域等が自主的に取り組む啓発活動等への支援体制の整備を図ります。

(3)相談支援事業

〔事業の内容〕

障害者相談支援事業は、障害者、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むこ

とができるようにするものです。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うものです。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門知識を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図るものです。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業（実施箇所数）	1	1	1
基幹相談支援センター	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施

〔見込量設定の考え方〕

- 障害者相談支援事業等は引き続き実施します。

相談支援事業

見込量の確保のための方策

- 更なる相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの適切な運営について、基幹相談支援センター等機能強化事業の内容を含め検討を進めます。
- 地域生活支援拠点等の充実を図ります。
- 個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

〔事業の内容〕

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者のうち、成年後見の申立てを自ら行うことが困難であり、親族による申立てもできない場合に市長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合に助成を行うものです。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	7	8	9

〔見込量設定の考え方〕

- 成年後見制度利用支援事業については、利用実績の推移を踏まえて勘案し、各年度の年間の実利用者数を見込んでいます。

成年後見制度利用支援事業

見込量の確保のための方策

- 成年後見制度の周知を図り、制度の利用が有効な障害者の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

〔事業の内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

成年後見制度法人後見支援事業

見込量の確保のための方策

- 関係機関と連携し、体制整備に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

〔事業の内容〕

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある者の円滑な意思の疎通を図ることが必要な場面に手話通訳者等の派遣等を行います。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業(実利用者数)	62	69	75
要約筆記者派遣事業(実利用者数)	11	12	12
手話通訳者設置事業(実設置箇所数)	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- 手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、利用実績の推移を踏まえて勘案し、各年度の年間の実利用者数を見込んでいます。
- 手話通訳者設置事業は、設置数1を見込んでいます。

意思疎通支援事業

見込量の確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保に努め、提供体制の整備に努めます。
- 手話通訳者の派遣等について、周知及び利用促進を図ります。

(7)日常生活用具等給付等事業

〔事業の内容〕

重度の障害のある者に対し日常生活用具の給付を行い、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

〔1年間の給付見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具給付件数	13	15	17
自立生活支援用具給付件数	22	24	26
在宅療養等支援用具給付件数	22	23	25
情報・意思疎通支援用具給付件数	36	40	43
排せつ管理支援用具給付件数	3,928	4,033	4,126
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)給付件数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- 日常生活用具給付等事業については、利用実績の推移を踏まえて勘案し、各年度の給付件数を見込んでいます。

日常生活用具給付等事業

見込量の確保のための方策

- 障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。
- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを行うなど、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(8)手話奉仕員養成研修事業

〔事業の内容〕

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了見込み者数		21	

手話奉仕員養成研修事業

見込量の確保のための方策

- 手話奉仕員養成研修事業については、第6期計画内でも同様の事業を実施しているため、その実績を勘案して見込量を設定しております。
- 市では入門課程を前期と後期に分けて2年間で実施しています。

(9)移動支援事業

〔事業の内容〕

屋外での移動が困難な障害のある者に対して、外出のための支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進します。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	96	106	115
延べ利用時間数	6,152	6,644	7,021

〔見込量設定の考え方〕

- 利用実績の推移を踏まえて勘案し、年間の実利用者数と延べ利用時間数を見込んでいます。

移動支援事業

見込量の確保のための方策

- 障害の特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、事業者へ周知し参入の促進に努めます。
- 引き続き、潜在的ニーズを把握し、見込量の確保に努めます。

(10)地域活動支援センター事業

〔事業の内容〕

地域活動支援センターⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件とされます。

地域活動支援センターⅢ型は、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

〔1年間の見込量〕

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内(Ⅰ型)	実設置箇所数	1	1	1
	年間実利用者数	81	81	81
市内(Ⅲ型)	実設置箇所数	1	1	1
	年間実利用者数	15	16	16
市外(Ⅲ型)	実設置箇所数	3	3	3
	年間実利用者数	4	5	5

〔見込量設定の考え方〕

- 地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型については、利用実績の推移を踏まえて

勘案し、各年度の設置箇所数と年間の実利用者数を見込んでいます。

地域活動支援センター事業

見込量の確保のための方策

- 利用者の継続的な参加と運営の安定を図るため、引き続き事業所に対して運営費を助成するとともに、今後の事業運営等について、事業所と協議を重ねてまいります。

(11)訪問入浴サービス事業(任意事業)

〔事業の内容〕

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害及び知的障害のある者並びに難病等対象者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	3	3	3
実利用者数	10	10	10

〔見込量設定の考え方〕

- 訪問入浴サービス事業については、利用実績の推移を踏まえて勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 実施箇所数は、令和4年度の実施箇所数を元に見込んでいます。

訪問入浴サービス事業

見込量の確保のための方策

- 障害の特性及びニーズに対応できる提供体制の整備に努めます。

(12)知的障害者職親委託制度(任意事業)

〔事業の内容〕

知的障害者の自立を図るため、知的障害者をその援護に熱意を持った事業経営者等に一定期間預け、生活指導及び技能習得の訓練等を行います。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- 第6期計画期間における実績と委託先となる職親の受け入れ状況を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。

- 職親及び委託されている障害者との連絡を密にし、委託の継続に努めます。

(13)日中一時支援事業(任意事業)

〔事業の内容〕

宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場及び活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息を支援します。

〔1年間の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	34	35	36
実利用者数	262	278	293

〔見込量設定の考え方〕

- 日中一時支援事業については、利用実績の推移を踏まえて勘案し、各年度の実施箇所数、及び実利用者数を見込んでいます。

- 介護をしている家族のニーズ及び障害の特性に対応できる提供体制の整備に努めるとともに、事業者へ周知し参入の促進に努めます。
- 支給のあり方について、利用者の公平が保てるよう運用していきます。

(14)社会参加促進事業(任意事業)

〔事業の内容〕

障害者の社会参加を促進するため、下記事業を実施します。

〔実施事業〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報等発行事業	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費助成事業	実施	実施	実施
自動車改造費助成事業	実施	実施	実施
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施

〔見込量設定の考え方〕

- 第6期計画期間から引き続き, 事業を行います。

社会参加促進事業

見込量の確保のための方策

- 各種事業が利用できるように体制整備を図ります。

4 障害児通所支援及び障害児相談支援

(1) 障害児通所支援

1か月当たりの見込量は、各年度3月の数値です。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	5,044	5,992	6,879
実利用者数	658	794	915

〔見込量設定の考え方〕

- 児童発達支援については、利用実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

② 放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	6,340	6,509	7,042
実利用者数	771	905	1,006

〔見込量設定の考え方〕

- 放課後等デイサービスについては、利用実績の推移や利用意向を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

③ 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	110	133	154
実利用者数	75	92	107

〔見込量設定の考え方〕

- 保育所等訪問支援については、利用実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、利用実績の推移を踏まえて見込んでいます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	0	0	0
実利用者数	0	0	0

〔見込量設定の考え方〕

- 居宅訪問型児童発達支援については利用実績の推移等を勘案し、実利用者数及び延べ利用日数を見込んでいます。

障害児通所支援

見込量の確保のための方策

- 障害児が必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、教育、福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。
- 障害児の保護者へ、療育支援マップ等を用いた情報提供や相談支援を行います。

(2)障害児相談支援

- 1か月当たりの見込量は、各年度の延べ利用者数を12で割った値です。
- 障害児通所支援を利用する全ての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)や事業者等との連絡調整などを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	31	33	34

〔見込量設定の考え方〕

- 障害児相談支援については、利用実績の推移を踏まえて、事業所数の動向等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。

障害児相談支援

見込量の確保のための方策

- 障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。
- ライフサポートファイルを活用し、事業の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる等、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を果たします。

〔配置人数の見込量〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	0	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して見込んでいます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量の確保のための方策

- 相談支援事業所等と連携を図り実施していきます。
- コーディネーターの役割や連携体制について医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を通じて協議し、体制整備を進めます。